

# 群馬地方最低賃金審議会

議事要旨  
議事録

HP版議事録

(整理番号0728)

県最賃専門部会 第3回

令和2年8月7日 非公開

開催日時	令和2年8月7日	13時20分～15時00分	
開催場所	前橋地方合同庁舎 1階共用会議室		
開催状況	公益を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
	労働者を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
	使用者を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
主要議題	1. 群馬県最低賃金額の審議について		

議事録・議事要旨	議 事 録
----------	-------

事務局	<p>皆様お揃いになりましたので、定刻より前ですが、事務局よりご報告申し上げます。</p> <p>本日のご出席委員は公益代表委員3名・労働者代表委員3名・使用者代表委員3名の合計9名で、最低賃金審議会令第5条第2項に規定される定足数を満たしており、会議が成立することをご報告します。</p> <p>なお、後日議事録を作成いたします際、ご発言なされた委員全員の方に内容確認をしていただいております。大変恐れ入りますが、ご発言の前にお名前をおっしゃっていただきますよう、お願い申し上げます。</p>
事務局	<p>ただ今より、第3回群馬県最低賃金専門部会を開催いたします。恐れ入りますが、着座にて進めさせていただきます。</p> <p>本日の専門部会ですが、途中で個別の協議も必要かと存じまし</p>



部会長	<p>それでは、会議次第に従いまして議事に入らせていただきます。「群馬県最低賃金額の審議」に入ります。</p> <p>引上額の具体的な金額について、提示していただきたいと思いません。</p> <p>まず、労働者側からご意見をお願いいたします。</p>
労働者委員	<p>はい。労働者側です。よろしくお願いいたします。</p> <p>最低賃金は、地域の労働者の生活と賃金、また、地域産業の持続性を支える上でも、大変重要な役割を果たしており、最低賃金の改定は、大変重要な意義があると考えております。</p> <p>とりわけ、全雇用者の約4割を占めるパートや契約、また派遣等、といういわゆる非正規労働者の処遇改善が求められているほか、何より、最低賃金近傍で働く者の労働条件改善に直結するものであり、社会的にも労働者のセーフティネットとしても確立させているものです。</p> <p>2010年に政労使で行われました雇用戦略対話においては、前提条件があるものの三者合意がなされている、2020年までの数値目標を尊重していくことが大切だと捉えております。</p> <p>ここ数年の傾向としまして、誰もが安心して働き暮らせるよう、あくまで生活できる水準への通過点に過ぎないとされております全国平均1,000円、これを早期に実現させることが重要だと考えております。</p> <p>昨年までにおきましては、目安以上の引上げを求め、1,000円の要求をさせていただいておりました。ただ、今年度につきましては、中央最低賃金審議会での目安は示されませんでしたし、このような状況の中でも、地域の経済、雇用の実態を見極め、地域間格差の縮小を求める意見も勘案しつつ、適切な審議を希望する、との公益委員の見解がなされたことと、また、各種団体からも陳情がなされている内容も踏まえまして、要求をさせていただきたいと思っておりますので、使側委員の皆様のご理解をいただきますようよろしくお願いいたします。</p> <p>そうしましたら、具体的な要求としてなのですが、本来であれば先ほど申したように目標1,000円であるとか、また連合リビングウェッジの額、更に全国加重平均901円、こういったことに対しての要求をしたいところではありますが、コロナ禍の状況を鑑みまして、政労使で行われました、雇用戦略対話でも確認された3%アップ、この観点から835円の3%、「25円」の引上げを要求いたします。</p>

<p>部会長</p>	<p>以上でございます。</p> <p>はい。ありがとうございます。 それでは、使用者側からのご意見をお願いします。</p>
<p>使用者委員</p>	<p>私、<span style="background-color: black; color: black;">          </span>から。 最低賃金の改定の必要性については、今労側委員からご発言があったとおり、十分必要あり、と認識しております。 ただ、今回我々使用者側だけでなく、ここにいる委員の方全員が新型コロナウイルス感染症の蔓延という状況下で審議するのは、初めての経験だということです。中央が示した目安、普段であれば具体的な数字が示されるわけですが、今年はその目安が具体的に示されることなく、企業経営の維持、雇用の最優先等の目安になりました。 それらを尊重して、我々使側としても慎重に議論を重ねていきたいと思えます。 今、「25円」というお示しがございましたけれども、使用者側としては、ご回答できる数字としては「0円」。現状維持をご回答させていただきます。 以上でございます。</p>
<p>部会長</p>	<p>ありがとうございます。 ただいまの、労使双方の提示された金額を確認いたしますと、労働者側からは「25円」ということ、使用者側からは「0円」ということと理解いたしました。それでよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
<p>部会長</p>	<p>ご意見をお伺いいたしたところでございますが、それぞれのお考えがあり、労使各側のご意見はごもっともだと思います。 これから進め方なのですが、労使双方が示す額が合意に達するためには、今述べられていましたお互いの発言内容をお互いに尊重しつつ、労使各側において十分ご協議していただき、再度ご意見を述べていただくという提案をしたいと思えますが、いかがでしょうか。 そのような進め方で、よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>

部会長	<p>それでは、労働者側、使用者側協議のために、しばらくの間、休会といたします。</p> <p style="text-align: center;">【協議のため、休会】</p>
部会長	<p>それでは、皆さんお揃いになりましたので、審議を再開いたします。</p> <p>進め方についてお諮りをしたいのですが、この労使両側が、同席の中で、意見を申し述べていただくか、或いはそれぞれ別々にお聞きをして、そのあと集まっていただくかという方法があるのですが、いかがいたしましょうか。労使同席ということで、よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
部会長	<p>それでは、労使同席のままで、進めたいと思います。</p> <p>それでは、それぞれのご意見を伺うことにいたしたいと思えます。まず、労働者側から改めてご意見を伺いたいと思えます。</p>
労働者委員	<p>はい。労側■■■■です。</p> <p>先ほど、労側として検討を色々してまいりました。</p> <p>使側から、現行水準の維持にとどめるという提示があったのですが、少し歩み寄って考えさせていただこうと思ひまして、労側としましては、最低賃金の低さによって、人材の流出等を防ぐためにも、また同じ北関東であります栃木の地域別最低賃金が853円ということもありまして、その地域間格差をなくすことを目指しまして、群馬との最賃の差であります、「18円」を要求したいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>それでは、使用者側はいかがでしょう。</p>
使用者委員	<p>はい。では私、■■■■から。</p> <p>今、「18円」ということで、多少の歩み寄りが見られたところです。使側の意見としては、やっぱりこのコロナ禍の影響というのは経済に相当なものだと感じております。大手企業にも今影響が出ており、群馬県内の企業にも状況は同じ、お話をさせていただきましたけれども、それが継続的に引き続きこれから小規模事業所、強</p>

部会長	<p>いて言えば下請け等にも影響が出てくる可能性があるということ で、法的拘束力を持っている最低賃金を上げるということについ ては、経営にかなり大きな打撃を生じるということが想定できま す。ということから、大変恐縮ではございますが、引き続き「0円」 という回答をさせていただきます。</p> <p>はい。ありがとうございます。 労使双方のご意見を確認いたします。 労働者側は「18円」、使用者側は「0円」ということでよろし いでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
部会長	<p>まだかなりの開きがございます。 労使双方が示されました額について、もう少し歩み寄るとい うことはできないでしょうか。 双方の数字を踏まえたくて、もう一度それぞれご意見をいただ きたいと思うのですが、よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
部会長	<p>それでは、労働者側から改めてご意見をいただけたらと思いま す。</p>
労働者委員	<p>はい。労側■■■■です。 先ほど、「0円」というご提示で、大変今が厳しい状況なのだ ということを理解しつつ、なのですが、先ほどの「18円」から少し 歩み寄りまして、2020年の、連合群馬の春季生活闘争の300 人未満の中小企業におけます回答妥結率が1.74%という結果 が出ております。その数字を踏まえまして、群馬の最賃835円に その妥結率をかけた数字の「15円」の引上げを要求いたします。 以上です。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございます。 それでは、使用者側からのご意見をお願いします。</p>
使用者委員	<p>はい。今「15円」という回答がございました。 基本的には、近隣県との比較等考慮すれば、というお話もありま すが、今現時点ではそれは考えられる時期ではないと思っており</p>

	<p>ます。</p> <p>「15円」の引上げについては現実的ではないということから、くどいようで恐縮ですが、現行水準を維持ということで、「0円」という考えでございます。</p> <p>以上です。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>確認いたします。労働者側としては「15円」、使用者側としては「0円」ということでよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
部会長	<p>まだお互いに示されている額の開きが大きいようです。</p> <p>更にお互いのご意見を聞いていただいたうえでということですが、一步踏み込んでのご提案をいただくことは出来ないでしょうか。いかがでしょうか。</p> <p>労働者側からのご意見、いかがでしょうか。</p>
労働者委員	<p>はい。労側■■■■です。</p> <p>たしかに、例年と比べまして、今年につきましては、特別な年で、経済等にもかなり影響があるということは、十分に理解しております。実際、他県の結審した状況等を見ますと、1円、2円、3円と、そういった金額で結審されているということも踏まえまして、ただここ数年ですね、近隣県との地域間格差が埋まっていないことには、労側として拘ってきました。そういったことと、群馬県は関東圏で唯一のCランクということもありますので、このCランクの加重平均が838円となっておりますので、それよりまだまだ低い状況にあります。</p> <p>従いまして、そういったことも踏まえて、差額の「3円」を要求させていただきたいと思えます。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>それでは、使用者側からもご意見お願いいたします。</p>
使用者委員	<p>はい。私、■■■■から。</p> <p>今、「3円」までお下げいただいたわけですがけれども、今足元の経済、特に企業側の状況というのは非常に厳しいものがある。その経過については、変わるものはございません。特に昨今ニュースで</p>

<p>部会長</p>	<p>やっておりますが、またここに緊急事態宣言ではございませんけれども、特に飲食に関しては、午後8時10時で閉店するように、というような要請が出ています。経営者側からしてみると、店を開けるも地獄、閉めるも地獄、という言葉が直接伝わってくるわけでございます。群馬県内においても、前回の審議会でもお話ししましたが、工場の閉鎖ですとか、早期退職制度を採用する等々でございますね、非常に経営の先が見えないというのが現状でございます。</p> <p>そういったことから、「3円」までお下げいただきましたけれども、もう一度「0円」ということで、回答させていただきます。</p> <p>はい。ありがとうございます。</p> <p>確認いたします。労働者側としては「3円」、使用者側としては「0円」ということでよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
<p>部会長</p>	<p>労使、互いに理解をいただきながら歩み寄っていただいていると思うのですが、もう一歩歩み寄っていただくことは出来ないでしょうか。</p> <p>労働者側はいかがでしょうか。ご意見をいただきたいと思えます。</p>
<p>労働者委員</p>	<p>はい。労側■■■■です。</p> <p>先ほど、労側委員の中でも、色々検討した中で、先ほど「3円」を要求した時に申したとおり、やはり地域間格差、これを埋めていきたいということには拘っていきたいと考えております。</p> <p>理由としましては、格差があることによって県外への人の流出、そういったものも防いでいって、地域の活性化に繋がればというような考えのもとですので、県内の生活者、また優秀な人材の確保というような観点から、やはりこの「3円」の要求には拘っていきたいと思っております。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
<p>部会長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>使用者側のご意見は、いかがでしょうか。</p>
<p>使用者委員</p>	<p>はい。それでは私、■■■■から。</p> <p>今、再度「3円」というご要求でございますけれども、本当に足元の特に中小の経営者の顔を思い浮かべると、非常に厳しい状況</p>

<p>部会長</p>	<p>であるということをご理解をいただきたいと思います。  ただ、ここにきて先行県で「1円」で妥結している県最賃の回答もいくつか耳にしております。  そういったことから「1円」を提示させていただきます。  以上でございます。</p> <p>はい。ありがとうございます。  確認をいたします。労働者側のご意見としては「3円」、使用者側のご意見としては「1円」ということでよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
<p>部会長</p>	<p>労使双方での示された額については、かなり近づいてきたとは思いますが、更にもう一歩歩み寄ることはできないでしょうか。  確認をさせていただきたいと思います。  労働者側としては、いかがでしょうか。</p>
<p>労働者委員</p>	<p>はい。まず、「1円」ということで、歩み寄っていただいたということに関しましては、御礼を申し上げたいと思います。  ただ、とは言え、やはり先ほどから申しているように、近隣の結審ということであると、茨城が確か「2円」ということで結審されていると思います。  そういったことも踏まえまして、もちろん茨城ともまだまだ格差があるということも踏まえて、やはり近隣との格差是正には拘っていきたいということ、やはり申し訳ないと思っております。  ということで、群馬県を魅力ある地域にして、県外への流出をなくしたいということ、それによって、経済の活性化に繋げていくという、その部分にも拘っていきたいと思っておりますので、この「3円」という要求は譲れないと考えております。  以上です。</p>
<p>部会長</p>	<p>はい。ありがとうございます。  使用者側のご意見としては、いかがでしょうか。</p>
<p>使用者委員</p>	<p>はい。では私、<span style="background-color: black; color: black;">          </span>から。  今、近隣県との地域格差という言葉がございました。このコロナ禍の中では、近隣県との格差よりも地元企業を支える経営者の立場をやはり尊重して考えたいと思います。  そういったことから、引き続き「1円」の回答をさせていただきます。</p>

部会長	<p>ます。 以上でございます。</p> <p>はい。ありがとうございます。</p> <p>労使双方のご意見をお伺いしたわけですが、それぞれのご意見はごもっともでございます。それぞれお考えがあるということではございますが、示された引上げ額にはまだ開きがあるということでございます。</p> <p>これからの進め方でございますけれども、手続きとしては慎重に進めていきたいと思っております。</p> <p>つきましては、次の段階といたしまして、公益委員がもう一度、労使それぞれのご意見を、別々にお聞きするというステップを踏ませていただきたいと思いますので、いかがでしょうか。</p> <p>そのような進め方でよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
部会長	<p>それでは、一度休会として、労使それぞれ別室に移動していただき、公益委員がそちらへお伺いし、個別にご意見をお聞きするという形をとりたいと存じます。</p> <p>そういう形でよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
部会長	<p>それでは、一度休会といたします。</p> <p style="text-align: center;">【労使委員それぞれ控室へ移動、 公益委員と個別協議のため、休会】</p>
部会長	<p>それでは、全員お揃いになりましたので、専門部会を再開いたします。</p> <p>ただいま、公益委員が、労働者側、使用者側からそれぞれ個別にご意見をお伺いしたところでございます。</p> <p>それぞれ、お話をお伺いして、ご検討を真剣にさせていただいたと受け止めをしました。</p> <p>労使それぞれのお考えにつきましては、ごもっともであると受け止めをしております。</p> <p>改めて確認をいたしますと、引上額ですが、労働者側が「3円」、使用者側が「1円」ということで理解いたしました。</p>

<p>部会長</p>	<p>それでよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p> <p>それでは、これから次の調整段階に入っていきることになると思います。</p> <p>先ほど、公益委員の方から、労使それぞれ個別にお伺いした中で、公益判断に委ねるとのお話がありましたので、これからの提案といたしましては、公益による見解を出したうえで、それについて次のご意見をお聞きするという形で、進めたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
<p>部会長</p>	<p>それでは、労使双方のご了解をいただきましたので、これから公益委員による協議を行いたいと思います。</p> <p>度々で非常に恐縮なのですが、労使委員はそれぞれの控室でお待ちいただけますでしょうか。</p> <p>公益委員が、この部屋で協議をいたしまして、まとまりましたらお声がけをさせていただくということにさせていただきたいと思います。</p> <p>よろしく願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">【労使委員それぞれ、控室へ移動、公益委員協議】</p>
<p>部会長</p>	<p>それでは、皆さんお揃いになりましたので、専門部会を再開いたします。</p> <p>それでは公益委員で協議をいたしましたので、その公益見解を述べさせていただきます。</p> <p>これまで労働者側、使用者側、非常に真摯に議論をしていただき、ここまで歩み寄っていただいたことについては、公益委員としても高く評価をさせていただきたいと思います。</p> <p>そのうえで、それぞれの立場のご意見を改めて公益としてお聞きをしたところがございます。その結果といたしましては、労働者側の委員の皆様におかれましては、使用者側との歩み寄りの努力ということについては、評価をしたい、感謝したいということではあるのですが、やはり近隣県の状況を踏まえると、その格差の是正を達成したいということがあるということで、この「3円」ということについては、是非実現したい、というご意見であったかと思いま</p>

	<p>す。</p> <p>一方で、使用者側におかれましては、労働者側のこれまでの歩み寄りのご努力については評価をしたいということではありますけれども、今の社会経済の厳しい状況を踏まえると、使用者側としては「1円」を超える要求については応じられない、ということで、この「1円」というところがギリギリの最大の金額であるというご意見であったかと思えます。</p> <p>私の理解は以上ですけれども、そのような理解でよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
部会長	<p>それぞれのご意見を踏まえるとともに、最低賃金の三要素、即ち「地域における労働者の生活費」、「労働者の賃金」、「通常の事業の賃金支払能力」、意見書等の関連資料、及び中央最低賃金審議会の答申にもある、地域間格差の縮小を図る必要があること等を踏まえまして、公益委員見解としては、引上額「2円」、現行が835円ですから、837円を提案いたします。</p> <p>公益委員はそれでよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
部会長	<p>それでは、引上額「2円」ということで、採決を採りたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
部会長	<p>採決には公益委員も加わりますが、私部会長は採決には加わりません。その進め方ということでよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
部会長	<p>それでは、採決を採ります。</p> <p>引上額「2円」の公益案に賛成の方、公益も含めて挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">【賛成者・・・挙手 5名】</p>
部会長	<p>ありがとうございます。</p>

部会長	<p>反対の方、挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">【反対者・・・挙手 3名】</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>確認をいたします。私を除いた8名のうち賛成が5名、反対が3名ということでございます。</p> <p>よって、賛成が出席委員の過半数を超えておりますので、最低賃金審議会令第5条第3項によりまして、公益案を決議とさせていただきます。ただし、全会一致ではありませんので、審議会令第6条第5項の適用はございません。その旨、審議会に結果を報告することといたします。</p> <p>以上ですが、そのほか事務局から何かありましたら、お願いします。</p>
事務局	<p>はい。ご審議ありがとうございました。</p> <p>全会一致となりませんでしたので、専門部会としましては、部会長名による報告書を作成いたしまして、審議会に報告し、審議会でも専門部会の報告書に基づく審議をしていただくこととなります。</p> <p>この後、報告書の（案）を準備させていただきますが、この案につきまして、ご説明申し上げます。</p> <p>中央最低賃金審議会の答申の別紙1に記載されているとおり、「審議の時点における最新のデータに基づいて、生活保護と最低賃金の比較を行い、乖離が生じていないか確認することが適当」とされており、これに基づきまして、最新のデータと比較した結果、群馬県最低賃金は生活保護を下回っていなかったことを、報告書に記載させていただくこととなります。</p> <p>この取扱いでよろしいでしょうか。</p>
部会長	<p>ただ今、事務局から説明のあった報告書記載については、それでよろしいでしょうか。</p>
部会長	<p style="text-align: center;">【異議なし】</p> <p>では、そのようお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、報告書（案）を準備いたしますので、一時休会をお願いいたします。</p>

部会長	<p>それでは、暫時、休会といたします。</p> <p style="text-align: center;">【休 会】</p> <p style="text-align: center;">【各委員に報告書（案）の写しを配付】</p>
部会長	<p>それでは、会議を再開します。        専門部会から審議会会長あての報告書を確認させていただきます。        事務局、お願いします。</p>
事務局	<p>報告書（案）を読ませていただきますので、ご確認をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">【報告書（案）の朗読】</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございます。        改めて、報告書の内容を確認していただけたらと思います。        本文に別紙1「群馬県最低賃金」と、別紙2「群馬県最低賃金と生活保護との比較について」が添付された報告書になります。        これでよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
部会長	<p>それでは、この報告書を群馬県最低賃金審議会会長あて提出することといたします。        それで、よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございます。        それでは、そういたします。        次に、「その他」についてですが、事務局から何かあればお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。時間がなくて申し訳ございません。2点ございます。        1点目は、議事録等、公開する文書の労働局ホームページへの掲載の可否でございます。</p>

	<p>7月28日の第1回専門部会におきまして、議事録等の公開についてご審議をいただき、議事録等は公開とするが、発言者は、公益委員、労働者側委員、使用者側委員等と記載することとなりました。</p> <p>今般、厚生労働本省より、事務局に対しまして、審議会及び専門部会の議事録、会議資料等を公開する場合は、閲覧窓口での閲覧のほか、令和2年度より労働局のホームページに掲載するようにとの留意事項が示されたところです。</p> <p>専門部会の議事録、議事要旨のホームページへの掲載につきまして、事務局に対する本省指示を考慮いただきましてのご審議をお願いいたします。</p>
部会長	<p>事務局からただいまご説明がありましたが、前回の専門部会で、専門部会の議事録について、発言者は、公益、労働者側、使用者側委員と表示して原則公開すると決定しております。</p> <p>今般の、厚生労働本省から事務局に指示があった、議事録や資料等の公開の方法について、労働局のホームページを加える、前回決定いただいた方式でということですね、同じ方式で、労働局のホームページを加えるということに対して、ご意見をお伺いしたいと思います。</p> <p>いかがでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
部会長	<p>それでは、皆さんご賛同いただけましたので、ホームページの掲載については、そのようにいたします。</p> <p>もう一度確認いたしますが、専門部会の公開される議事録、資料、議事要旨については、閲覧の他、公開方法にホームページにも掲載することを了承することといたします。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
部会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>では、そのようにいたします。</p> <p>2点目を事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>2点目でございます。</p> <p>参考でございますが、このあと開催されます審議会において、答</p>

	<p>申が行われ、本日中に公示した場合、異議の申出期間は、公示日の翌日から起算して15日間となっており、計算いたしますと期限が8月24日(月)となります。従いまして、異議の申出があった場合は、8月25日(火)午前10時からの審議会でご審議いただくこととなります。よろしくお願いいたします。</p> <p>会場につきましては、この場所を用意しております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>部会長</p>	<p>2点目として、今後の予定の説明がありました。</p> <p>これについて、ご質問等ございましたらお願いします。</p> <p style="text-align: center;">【特になし】</p>
<p>部会長</p>	<p>それでは、最後に、事務局から何かございますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>最後に、報告書をまとめていただきましたことに対しまして、佐藤労働基準部長から、ご挨拶申し上げます。</p>
<p>基準部長</p>	<p>ただいま、専門部会としての報告書をまとめていただきました。委員の皆様一言お礼のご挨拶申し上げます。</p> <p>今年度の審議につきましては、中央最低賃金審議会での目安額が示されない中で、例年にも増して難しいご審議をいただいたところでございますが、中央最低賃金審議会公益委員見解にご配慮いただきまして、当県の実情を踏まえた、真摯なご議論を尽くしていただいたと承知しているところでございます。</p> <p>改めて、皆様のご尽力に心から感謝申し上げます。</p> <p>長時間のご審議をいただき誠にありがとうございました。</p>
<p>部会長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、これで「第3回専門部会」を閉会とさせていただきます。ご審議、お疲れさまでございました。</p>